

つくば市農業サポーター制度について

<つくば市農業サポーター制度とは?>

市に「農業サポーター(無償ボランティア)」として登録していただいた方に、人手を必要とする農業の現場へ行き、簡単な農作業を手伝っていただく「農業サポート事業」です。

つくば市では、市のホームページで農業サポーター及び受入農業者を募集し、その後、サポーターが活動を希望する農業者へ直接連絡をし、農業者が随時受け入れる制度となっています。

1 本制度を利用できる方

- ◎サポートを受ける農園が市内にあること。また、農園や近隣に駐車スペースがあること。
- ◎連絡先(Eメールアドレスか電話番号のどちらか)をつくば市ホームページに載せることに承諾し、農業サポーターからの連絡に対応できること。
- ◎サポーターと、お互いに「気遣い」と「コミュニケーション」を大切に、無理なく良い関係を築けること。
- ◎サポーターの受入の有無に関わらず、毎月10日までに前月分の受入状況報告書を農業政策課へ提出できること。

2 農業サポーター制度の利用申込からサポーター受入れまでの流れ

①利用申込・募集開始

(農業サポーター制度の利用申込、つくば市ホームページで募集開始)

- ・制度利用希望者は、農業政策課へ申込書及び年間作業予定表を提出。
- ・毎月23日までに申込のあったものを翌月初めまでに市ホームページへ公開します。

②受入日時調整、確定

(農業サポーターからの連絡に応答し、作業日を決定) ※応募がない場合もあります

- ・農業サポーターから、Eメールか電話での連絡を直接受けて、作業日を決定。
- (サポーターとの調整事項: 集合場所、日時、持ち物、服装等)

③サポーター受入れ

(農業サポーターを受け入れる)

- ・天候等により作業内容や作業日時が変更・中止となる場合には、必ずサポーターへ連絡をしてください。

④受入状況報告書提出

(制度利用者全員)

- ・サポーター受入れの有無に関わらず、毎月10日までに、前月分の「農業サポーター受入状況報告書」を提出。(内容を満たしていれば、Eメールの文面へ記載し、御報告いただいてもOKです。) ※報告書の提出がない場合、掲載を取りやめる場合がございます。

3 その他

- ◎市では、サポーターの活動中のケガ等に備え、ボランティア保険に加入しています。
ただし、適用は市に登録のある農業サポーターが、市を介して募集した農作業中に負ったケガ等に限られます。また、熱中症は適用外です。
- ◎サポーターと金銭のやりとりは行わないでください。(お礼で農産物をお渡しいただくことは問題ありません。)

制度の詳細は
こちらから

